

管理コード	省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概要要求額(単位:千円)	その他	管提案番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他(特記事項)	制度の所管・関係省庁
1010010	農林水産省	補助施設の転用の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条	補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画について、内閣総理大臣からの同意協議を受け当該省が同意を行った後、内閣総理大臣からの認定を受けた場合には、補助金等適正化法第22条の農林水産大臣の承認があったものとして取扱ひ、有償の譲渡・貸付の場合を除き、原則として、補助金相当額の国庫納付を求めず転用を認めることとしています。	D	農林水産関係補助対象施設の有効活用(農林水産省) 【A1001】 補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援します。 なお、個別の案件毎に異なりますので、内閣府へ御確認願います。	-		1 0 4 3 0 1 0	補助施設の転用の緩和	農業体験を補完するための研修・交流施設だが、利用者の伸びがない。民間への貸付により施設の活性化を実現したい。 ●地場産品・特産品の販売及び加工品の製造の実施。 ●研修施設の一部を宿泊可能施設への利用。 ●調理施設を加工品製造可能施設への一部転用。 ●ミニレストランの開設。 ●インフォメーションセンターの設置。	平成12年度、中山間地域総合整備事業(農業農村整備事業)において、交流施設を設置(佐賀県)翌年町に譲渡され、以後町において管理運営を行っている。棚田館の管理運営規定の見直しを行いたい。補助金等適正化法第22条に抵触する。10年間の用途変更期間の撤廃若しくは、承認基準の緩和措置をお願いしたい。処分制限期間は24年。 棚田館の本来の事業目的を継承しつつ、地域特産品の販売や地産地消を目的としたミニ・レストランの開設、加工品の製造等を行う事により民間活力の導入・地域の活性化、都市住民との交流が図られる。また、常駐することにより、今以上の来館者が見込め、棚田ウォークやハイキングの活動拠点にも可能である。常時開館することで、インフォメーションセンター機能の役割や利用率の向上につながる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	佐賀県	有田町	参考：棚田館の使用料収入年間52,000円 開館日数延べ34日 維持管理費350,000円	財務省 農林水産省	
1010020	農林水産省	BDF(バイオディーゼル燃料)混合軽油に対する軽油引取税の緩和	地方税法	軽油引取税は、道路に関する費用に充てるための目的税のため、農林漁業用機械に係る軽油等、道路に直接関連しない用途について、免税措置が設けられています。	C	バイオディーゼル燃料混合軽油については、①原料の国内生産量が年間約5,000キロリットルと極めて少ないこと、②利用形態の9割が課税対象外の100%利用であること、③不正軽油問題等の実態を踏まえ、今年度は、バイオディーゼル燃料の普及・利用拡大に向け製造施設等の整備に対し支援することとし、軽油引取税の軽減要望は行わない考えです。 (項) バイオマス利用等対策費 (目) バイオマス利用対策推進交付金 (目) バイオマス利用対策整備交付金 「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」2,914,007千円の内数 「地域バイオマス利活用交付金」10,929,179千円の内数 添付資料あり			1 0 6 0 0 2 0	BDF(バイオディーゼル燃料)混合軽油に対する軽油引取税の緩和	BDF導入拡大のため、BDF混合軽油に対して課される軽油引取税のうち、BDF分について非課税とすべきである。	京都議定書目標達成計画に基づき、2010年輸送用バイオマス由来燃料50万キロリットルの導入を目指して、BDF及びバイオエタノール混合ガソリンの導入拡大を図ることが必要となっている。 バイオエタノール混合ガソリンは、平成20年4月からバイオエタノール3パーセント混合ガソリンのうち、バイオエタノール分について、ガソリン税(揮発油税と道路地方税)が優遇されている。 BDFは本市において、低コストとカーボンニュートラルの観点から、軽油と混合しない形(BDF100パーセント)で、ごみ回収車23台に導入しているが、今後、導入拡大を図るためには、軽油と低濃度で混合した形での導入を進めることも重要である。しかしながら、BDF100パーセントの場合は非課税であるが、BDF混合軽油についてはBDF分にも軽油引取税が課されるため、BDF混合軽油の経済性は大きく悪化し、普及拡大を進める上での課題となっている。 このため、BDF混合軽油に係る軽油引取税のうち、BDFに係る分を非課税とすることで、BDF混合軽油の価格が下がるため、原油高が続く中、行政のみならず、ほとんど導入されていない民間においても普及に繋がることが想定される。BDF利用は地球温暖化対策に貢献できるものであり、経済的インセンティブを持たせることは重要である。 なお、当該提案は、バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の軽減措置との対比で、イコールフットリング(公正競争・公平競争)の観点からその限定の是正を求めるものである。	地方税法	愛媛県	松山市	【例】 BDF混合率5パーセント、1リットルのBDF混合軽油の場合 ○現状 131,855円/リットル ○BDFに係る軽油引取税が免除された場合 130,25円/リットル 軽油(軽油引取税込)：132円/リットル 軽油引取税：32.1円/リットル BDF(100パーセント)：97円	総務省 農林水産省 環境省	